国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正

現行	改正	改正理由
目次 第１章　総則(第１条・第２条) 第２章　管理体制(第３条－第６条の２) 第３章　教育研修(第７条) 第４章　職員等の責務(第８条) 第５章　保有個人情報等の取扱い(第９条－第14条の６) 第６章　情報システムにおける安全の確保等(第15条－第25条) 第７章　情報システム室等の安全管理(第26条・第27条) 第８章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第28条－第29条) 第９章　安全確保上の問題への対応(第30条・第31条) 第10章　監査及び点検の実施(第32条－第34条) 第11章　行政機関との連携(第34条の２) 第11章の２　補則(第34条の３) 第12章　雑則(第35条) 附則 本則 第２章　管理体制 (総括保護管理者)	目次 第１章　総則(第１条・第２条) 第２章　管理体制(第３条－第６条の２) 第３章　教育研修(第７条) 第４章　職員等の責務(第８条) 第５章　保有個人情報等の取扱い(第９条－第14条の６) 第６章　情報システムにおける安全の確保等(第15条－第25条) 第７章　情報システム室等の安全管理(第26条・第27条) 第８章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第28条－第29条) 第９章　安全確保上の問題への対応(第30条・第31条) 第10章　監査及び点検の実施(第32条－第34条) 第11章　行政機関との連携(第34条の２) 第11章の２　補則(第34条の３) 第12章　雑則(第35条) 附則 本則 第２章　管理体制 (総括保護管理者)	

第３条　本学に、保有個人情報等総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を１人置き、理事(広報・国際担当)をもって充てる。 ２　(略)	第３条　本学に、保有個人情報等総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を１人置き、理事(渉外担当)をもって充てる。 ２　(略)	

附　則（令和元年５月１日規程第３号）

この規程は、令和元年５月１日から施行する。